

岡崎市監査委員公告第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項及び岡崎市監査基準第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき実施した財政援助団体監査の結果は、別紙のとおりである。

令和 4 年 5 月 31 日

岡崎市監査委員	岡	島	讓
同	長	谷川	龍 伸
同	小	木曾	智 洋
同	鈴	木	英 樹

財政援助団体監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項及び岡崎市監査基準第4条第1項第3号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 財政援助団体 愛知県交通安全協会岡崎支部
- (2) 所管課 市民安全部防犯交通安全課

3 監査の実施期間

令和3年12月24日～令和4年5月31日

4 監査の対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

5 監査の着眼点

財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って市規則等に準拠し適正に執行されているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、事務長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 補助事業の概要

事業名 交通安全協会交通指導員補助事業

補助の目的 交通道德の高揚と交通の安全と円滑を図り、交通事故の防止を目的とする。

事業の内容 (1) 交通事故防止及び交通安全意識高揚のための啓蒙活動
(2) 交通功労者に対する表彰
(3) その他愛知県交通安全協会岡崎支部の目的を達成するために必要な事項

総事業費 10,100,043円

市費補助金額 9,950,000円

算定基礎 補助対象事業に要する経費から安全協会等助成金、繰越金、雑収入を控除した額（ただし、千円未満の端数は切捨てとする）

8 監査の結果

各事務は、当該財政的援助の目的に沿って市規則等に準拠し適正に執行されているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

愛知県交通安全協会岡崎支部

交通指導員制服代の支払事務について、振込手数料は相手方負担にもかかわらず支出調書を作成しているものがあつたため、適正な処理をされたい。

市民安全部防犯交通安全課

岡崎市交通安全対策事業実施団体補助金交付要綱について、補助対象外経費が具体的に規定されておらず、不明瞭であつたため、適正な対応をされたい。